

第26期火災予防審議会人命安全対策部会 小部会(第4回) 開催結果

1 日 時

令和6年5月24日(金) 14時00分から15時17分まで

2 場 所

連合会館205号会議室(東京都千代田区神田駿河台三丁目2-11)

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

大宮 喜文、高橋 明子、古川 容子、水野 雅之、吉岡 英樹 (計5名)

(2) 東京消防庁関係者

参事兼予防課長、予防部担当課長、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、消防設備係長、指導係長、係員3名 (計9名)

4 議 事

- (1) 防災センター 令和6年度の調査、検討方針
- (2) 関係者不在施設 令和6年度の調査、検討方針
- (3) オールスタンディング基準案に係る課題の検討方針
- (4) 新たな委員の委嘱について

5 資料一覧

資料1 これからの時代にふさわしい防災センターのあり方

資料2 関係者不在施設等における防火管理について

資料3 劇場等における客席等の基準のあり方に係る検討

資料4 新たな委員の委嘱について

参考資料1 部会(第3回)議事概要

参考資料2 小部会(第3回)議事概要

6 議事速記録

【事務局】

それでは、定刻のお時間となりました。ただいまから火災予防審議会人命安全対策部会第4回小部会を始めさせていただきます。本日は、部会員7名の方々のうち5名の方に出席をいただいております。対面で2名、オンラインで3名のご出席となります。

はじめに、配布資料でございますが、こちらの会場では、資料1から4、参考資料1と2という形で資料をお配りさせていただいております。ウェブで参加の委員の方々に対しましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、本日の小部会の流れをお話しさせていただきます。

はじめに、議事1としまして、「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方」について令和6年度の調査、検討方針について説明をいたします。

次に、議事2で、「関係者不在施設等における防火管理」について令和6年度の調査、検討方針をご説明いたします。

議事3では、「オールスタンディング形式の客席基準のあり方に係る課題の検討方針」についてご説明をいたします。

最後に、議事4で、「新たな委員の委嘱」についてご説明をさせていただきます。

なお、前回の部会でいただいたご意見等は本日の説明に反映させているほか、参考資料に議事概要としてまとめております。ご確認くださいと思います。

それでは、議事に入ります。議事の進行は議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

ただいま会議次第の報告の確認をいただきましたが、今年度も忌憚のない建設的なご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事1になりますが、「防災センターのあり方における令和6年度の調査検討方針」について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題1、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方について、今年度の検討方針について説明をさせていただきます。

まずは、昨年度の検討の振り返りでございます。昨年は、任意で抽出した30対象の防災センターヒアリング調査を実施し、前回の部会においてヒアリング調査の結果を報告させていただいたところです。こちらがヒアリング調査の項目になります。

ヒアリング結果及び委員の皆様のご意見を中心に、今年度の方針に向けて課題を整理したものがこちらのスライドです。課題を大きく3点に整理いたしました。

まず、課題1は、防災センター要員の代替方策がないといったもので、主に人員不足、人的負担に関する問題です。こちらの課題については、目指すべき方向として、防災センター要員に関する基準の合理化を検討したいと考えております。詳細については、後ほど個別に説明いたします。

課題2は、遠隔監視場所からの監視警戒ができないという内容です。こちらについては、遠隔監視の基準整備を検討いたします。

課題3は、防災センターと各テナント自衛消防隊の連携についてです。こちらについては、情報共有ツールの活用を通じて活動の合理化を進めたいと考えています。

ここに記載した3点の課題のほか、防災センター要員高齢化の問題、また順次避難の問題等も昨年度取り上げられておりましたが、今後の課題として、今年度の検討課題からは除いております。

それでは、それぞれの課題について説明させていただきます。

まずは、課題1の防災センター要員の代替方策についてです。

防災センターのヒアリング調査によって、防災センター上の課題について質問した結果が左下のグラフになります。ご覧のとおり「人員不足」の回答が一番多く、詳細内容を見ていきますと、機械化対応への要望、休日夜間等の営業時間外においても多数の防災センター要員が求められていること、東京都では防災センター要員講習の修了と自衛消防技術認定証の両方を求めていること、これらが勤務員確保の障害になっているといった内容であります。

これらの課題について、防災センター要員に関する基準の合理化を目標とし、機械化対応、公開時間外の必要人数の整備、防災センター勤務に要する資格の整理の3点について検討を進めたいと考えております。

まず、機械化対応ですが、防災センター等の技術上の基準において、防災センター要員に求めている対応行動を抽出し、人が行うべきものと機械で対応できるものに分類します。機械で対応できるものについては、具体的にどのような技術があるかを調査し、調査結果を例示として示したいと思います。

最終的には、審議等による機械の代替が妥当であるか否かを防火対象物の用途や構造を踏まえて、1件ごとに防災センター評価によって判断する仕組みができればと考えています。

次に、公開時間外の必要人数の整理です。人命危険に着目して考えると、在館者の多い日中と在館者の少ない夜間では当然、夜間のほうが人命危険は低いと考えられます。防災センター要員の必要人数を在館者の多い公開時間中と在館者の少ない公開時間外に分けて考え、合理化を検討したいと考えております。

最後に、防災センター勤務に要する資格の整理です。現在防災センター要員には防災センター要員講習と自衛消防技術認定証の両方を求めています。それぞれの資格の内容を求める要件について調査整理し、防災センター要員が必要とする具体的な業務の整備を行いたいと考えております。

ここからは、課題1の補足内容になります。こちらのスライドは、防災センター等の技術上の基準において、防災センター要員に求めている対応行動を抽出したものです。これらの項目について機械やシステムによる置き換えが可能であるかどうか検討いたします。

次に、こちらのグラフは東京消防庁管内の防災センターに義務設置されている防火対象物の過去10年間の火災による負傷者の数をまとめたものです。日中の時間を7時から21時、夜間の時間を22時から6時として集計いたしました。青色が日中、オレンジ色は夜間に発生した負傷者の数になります。夜間に発生した火災による負傷者の大半が共同住宅において発生していることが分かります。その他、つまり、夜間人が少ないと考えられる用途については負傷者がほとんど発生していないことも分かりました。このことから、防災センター要員の体制について、公開時間中と公開時間外に分けて考えたほうが火災の実態に合っていると言えるのではないかと考えています。

次に、課題2の遠隔監視について説明します。

まず、ヒアリング調査の結果ですが、遠隔監視が制度として認められた場合に導入を検討すると回答したのは、調査対象の約3割でした。検討する理由としましては、人員確保の点でメリットが大きいことが挙げられ、また、夜間など人が無人になる時間帯について限定的に検討したいといった意見もございます。

また、検討しないと回答している理由としては、有事にはマンパワーがいる、夜間でも人が多く、現場の速やかな対応が必要とされるため難しいというものがございます。

全体的な傾向としては、学校や事務所のような夜間に無人となる建物において遠隔監視の要望が多く、ホテルや病院といった24時間館者がいる建物では、遠隔監視を検討しないという傾向が見られました。

ヒアリング調査では検討しないとの回答が多い状況ではございますが、一部の建物から遠隔監視について強い要望があること、また現在基準そのものが無く、遠隔監視という選択肢を示せていないことが課題であると考えますので、今年度、具体的に検討を進めたいと考えております。

今年度の検討の進め方についてですが、遠隔監視の基準案の作成を目標として、遠隔監視技術の調査、防災センターに備え付ける図書の電子化対応について進めたいと思います。

まずは、遠隔監視技術の調査ですが、既に建築設備等の監視を遠隔で実施している事業者がございまして、そのような事業者にヒアリングを行っていき、どのような内容について監視しているのか、遠隔監視場所から建築設備等への操作が可能であるのか。また、異常が発生した際はどのように対応を行うのかについ

て調査したいと思います。

また、消防設備等についても技術的に遠隔監視が可能なのか、消防設備メーカー等にヒアリングを行いたいと思います。そういった上で、課題1の検討において抽出した防災センター勤務員の行動を、どのように遠隔監視に置き換えることができるかを検討したいと思います。

次に、防災センターに備え付ける図書の電子化対応についてです。防災センターに備え付ける図書というのは、現状紙での保存が義務づけられており、遠隔監視の基準を作成する際の障害になることが考えられます。紙での保存を義務付けている理由といたしましては、緊急時に即座に見読可能な状態とするためとされておりますが、近年の電子化の流れ、技術の進歩を考慮し、原則として電子化できるように検討を進めたいと思います。

こちらは課題2の検討により抽出した防災センター要員に求めている対応行動のうち、防災センター勤務員の対応行動です。この内容について遠隔監視に置き換えができないか検討いたします。

こちらは平成25年度通知により整理された消防法令関係の保存義務のある図書の電子化の状況です。一番下、防災センターに備え付ける図書のみが、現在も紙での保存が義務付けられている状況です。

こちらは、防災センターに備え付ける図書の内容になります。現在この全てを紙で保存しておりますので、それぞれ具体的に検討し、電子化できるようにしたいと考えております。

最後に課題3、防災センターと各テナント自衛消防隊の連携についてです。まず、ヒアリング調査の結果についてですが、テナントとの関係について質問したところ、問題があると回答した建物が約3割ありました。回答の内容としましては、前回の部会でも報告させていただいた内容ですが、複数フロアを使用しているテナントにおいて高層階で発生した火災の情報が、当該自衛消防隊に伝わらず対応に苦慮した事例があったほか、避難訓練参加等においてもテナントとの温度差があるといった内容になります。

こちらは、前回部会の資料です。テナントであるホテルの上層階で火災が発生し、放送設備が鳴動しましたが、テナントの自衛消防隊がいるホテル警備室は区分鳴動のため放送設備が鳴らず、火災の発生に気づくのが遅れたという事案です。

そのほかにも防災センターと地区隊であるテナントの連携不足による不適切な事例がありましたので、ご紹介いたします。

まず、事例1は、火災を発見してからシステム監視室、管理会社、建物所有者、さまざまな順に報告が回ったあと119番通報しており、結果として通報に大幅な遅れが生じた事案です。

事例2は、自動火災報知設備が作動し、防災センターがテナントに確認の電話をしたものの、テナント側は自動火災報知設備の発報場所を確認せずに「異常なし」と報告したことによって、通報の大幅な遅れが発生した内容です。

事例3は、手術室で発生した火災で、初期消火そのものは早期に行われたものの、防火管理者が現場に到着し、指示するまで通報を行わず、119番通報が遅れた事案です。

こういった防災センターとテナントの連携の課題に対して、情報共有ツールを導入することによる自衛消防体制の強化を目指します。情報共有ツールというのは様々な製品がございますが、共通する主な機能としましては、自火報の情報をテナント地区隊の人のスマートフォン等で確認できるという内容です。

テナント地区隊の人がスマートフォンで感知器発報場所を確認できるため、火災発生時の初動対応が円滑になることが期待されます。具体的な検討の中身としては、情報共有ツールを導入した場合の有効性、求められる機能などを検討します。また、地区隊であるテナント自衛消防隊の活動が強化されるため、合わせて公開時間中の防災センター要員の人数について合理化を検討します。防災センターの在り方の資料について

は以上となります。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいま、資料1についてご説明がありましたが、何か委員の方々からご意見等はございますでしょうか。

【委員】

貴重な情報、大変ありがとうございました。私から1点質問ですが、今お示しいただいているスライドの1つ目ですよね。防災センターの必要人数の確保ですよね。

このところで、以前も議論させていただいた可能性もありますが、今後、高齢化社会が進んでいく中で、ご高齢者の有効な利活用といったところ、すなわち、まだ60代ぐらいの方でしたら、かつ、引退されて間もない方であれば、まだ十分に足腰が元気で、頭もはっきりされているという方々であれば、いい形で、こういったところに入っていただける可能性があるのではないかと。

そんな議論をこれまで、昨年度確かさせていただいておりまして、そういったところのヒアリングをこれまでしていただいているか、あるいはまだであれば今後していただけるか質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。委員より高齢者の方の有効活用ということでご質問いただいております、その点に関しましても調査をさせていただいております。

やはり、防災センターの勤務員に関しましては、高齢化等の影響を大きく受けておりまして、そういった方々の利活用というところも、もちろん考えられるところではございます。

ただ、一般的なお話としましては、人口減少を伴うものということで、警備業界全体が人口減少に悩んでいるというところが、非常に意見として多く挙げられたというのが、今回の調査結果ということになっているところでございます。

【委員】

なるほど、ありがとうございます。ですから、高齢化自体も進んでいって、かつ高齢者を活用していないわけでもないけれども、そもそも人が不足しているという理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

【事務局】

おっしゃるとおりでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

【議長】

どうもありがとうございました。ほか、何かございますでしょうか。

【委員】

課題3、17ページで抽出された課題の2番目のところに、テナントの理解が得られていないとありますが、ちょっと本筋から違うのかもしれないですが、火災に対する安全意識みたいなのが、そもそも無いのかなと

思うので、こういう仕組みづくりと一緒にそういう過去の事故の情報を共有したりとか、そういう安全意識を高めるような情報も、この仕組みの中に入れていただけたほうがいいかなと思っています。

自分の研究で恐縮ですが、私、今建設作業者を対象に建設作業者がどうして安全な行動をするのかというのを研究していますが、それで質問紙調査とかで調べた結果、自分が事故に遭ったあとに自分とかほかの人にどんな影響があるかというのを具体的にイメージできると、安全に行動しようと思うようになるということが分かってきました。

なので、火災が起きたあとにどんなことが起きるかとか、例えば会社にどんな迷惑がかかるかとか、家族とか自分の周りとか、自分自身にもどんな影響があるのかというのを考えられるような情報を提供してあげたほうがいいのかなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃるとおり、現状をヒアリングの中で、いろんな意見を確認するところを、やはり日中に関しましては、防災センターの人たちが動くからいいだろうという意識がかなり高く見られます。

不適切事由の3番目でも、現場で初期消火したものの特に連絡することもなく、対応が非常に遅れているとか、火災報知機の発報、ベルが鳴っているけれども、とりあえず防災センターの人が来るのを待とうといった事例がございますので、一つの手段としては、情報共有ツールの活用を考えてはおりますが、そういった中で地区隊のテナントの活動が重要だという意識付けも、今後方策として取り入れられたらと考えております。

【議長】

どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

【委員】

9ページの負傷者数ですかね、こういった用途ごとに東京消防庁が管轄する防火対象物の数みたいなものというのは、今後お示しいただくことはできるんですかね。どれぐらいの数があるのか、防災センターを設置しているのか。そういった情報というのはいただけのですか。

【事務局】

すぐに公開できる情報と、死傷者の詳細な情報など出すのが難しいものと、ちょっといくつかありまして、出せるものに関しては、すぐにご要望があったものについて、今後この場でご紹介することができればと思います。

【委員】

すみません。負傷者の情報を知りたいわけじゃなくて、防災センターがどれくらい設置されているかという数は、今までお示ししていましたでしょうか。こういった用途について、例えば24時間人を配置する必要がないとかいう話を議論することになるのかなと思って、どれぐらいのインパクトがどういう用途にあるのかなと思ひまして、どれぐらいの数を対象に今議論しているのかというのを少し知りたいなと思いました。

【事務局】

防災センターの設置建物の用途、件数といった内容でしたら、出すことができるかと思いますので、今後確認して、こちらで紹介したいと思います。

【委員】

ありがとうございます。それから、スライド14の防災センターに備え付ける図書というのがあって、その次のページで、電子化への代替を検討するというのがあるのですが、今は紙ベースでしかないのか、既に電子化はされていて、紙の保管をやめたいということなのか、そこら辺のイメージをもう少し詳しく教えていただけますか。

【事務局】

はい、ご説明させていただきます。今、防災センターに備え付ける図書というものは、電子的記録による保存等が認められないという状況になっておりまして、防災センターにおきましては、あくまでも紙での保存、届出につきましても、紙ベースでの申請ということで、電子的な保存というものはしてないと考えております。

ですが、今後申請から保存まで一貫した形で電子での取扱いというものを検討できればと考えているところでございます。

【委員】

そういうことですか。何か義務化されなくても、各社、電子対応しているんじゃないかなというところが気になっていて、日常的に閲覧しようと思ったら、やっぱりパソコンが机の上にあるようなデスクであれば、電子情報のほうが日常的に確認しやすいのかなと思っています。

一方で、本当に緊急時の対応として、本当に全て電子のものだけでいいのかという部分は、例えば、所轄の消防署で、今どうされているのですかね。出勤要請がかかったら紙を持って行く形になっているような気がします。消防としては今どういう対応をされているのですか。

【事務局】

消防としまして、消防署に届出上の紙ベースの書類が備え付けられておりまして、消防署における署隊本部におきまして、その状況を確認し、無線等で情報を現場に送っているというような状況でございます。

【委員】

それはまだ紙ですか、電子ですか。

【事務局】

紙でございます。

【委員】

紙なんですね。紙が欲しいという部分はやっぱりあると思うので、代替を検討するというので、一部代替していくのかなという感じはするんですが、場合によってはさらに電子化されていないのかなということを少し思ったところです。ありがとうございます。

【庁内関係者】

よろしいでしょうか。今の件について補足させていただきますと、防災センターに備えられている図書は紙ベースで保存されているというのは、先ほどお話ししたとおりで、ファイル形式になって、机の上だとか本棚の中に入っているという形です。

水野先生がおっしゃるように、それをつくった元のワード形式のものはパソコンに入っているのですが、消防隊が現地に行ったときには、パソコンの画面が非常に小さいので、それを見ながら大勢が寄って集まって、その画面を見ながら作戦を立てるとするのは非常に難しいところがありますので、紙の簿冊をバンと机の上に広げて、そこで作戦を立てながら、消防活動の指揮をやっていくという形になっております。

消防署でも、届けられた簿冊はありますが、紙の簿冊になっておりまして、なおかつ書庫の奥に入っておりますので、それを取り出すまでにかなりの時間が今かかっているような状況です。

ですので、我々としてはそういった簿冊も、消防署で預かった簿冊も電子化を進めまして、現場に行く途中でタブレットを閲覧できる方策を今後進めていきたいと思っております、その方向性と防災センターの保存の方向性を合わせて電子化していくというイメージでございます。

【委員】

ありがとうございました。また、セキュリティの問題もあるかと思いますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

ほか、何かございますでしょうか。

【委員】

今の件でもう少し教えていただきたいんですが。

【議長】

どうぞ。

【委員】

防災センターに備え付けられている図書は、緊急時に使う、先ほどのお話の中にもあった作戦を立てるといような場合に使うものと、保管目的のものと2種類大きくあるということですか。

つまり、全ての資料が緊急時に必要だとしたら、それを念頭に電子化の可否などを進める必要があるが、もし分けられるのであれば、その使用目的に応じて図書を分類して、保管方法を整理すると良いと思います。

【庁内関係者】

おっしゃるとおり、そういうものも一部ございますので、その辺も踏まえまして、全体的にご指摘のとおり、

選別しながら議論していきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。お願いいたします。

【議長】

どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。こういう方向性でということで、3つ課題を今回挙げていただいています、これを今後詰めていただければと思います。また、付随して何かほかにも課題が、改めて、その都度またご説明いただければと思います。

【庁内関係者】

はい、それについてもよろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【庁内関係者】

今のお話ですが、今回この3つに絞ったといいますのは、前回の親委員会でご指摘をいろいろいただいております、前回までちょっと幅広にいろいろ問題提起をさせていただいていたんですが、ご指摘の中でこれだけの分量をあと1年でやり遂げるにはちょっと厳しいのではないかと。もう少しテーマを絞って、結論ができるところを見通しながら、議論すべきではないかというご指摘をいただきました。

それを踏まえて、今回我々のほうで事務局として3つのテーマを絞らせていただいておりますが、これにプラスアルファして、もっとこういうことともということであれば、検討の許す範囲内において検討していきたいと思いますので、次回でも結構ですし、この会が終わったあと、何かご意見等があれば直接事務局のほうにいただければ、その旨検討課題に加えていきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございます。

それでは、続いて議事2に進みたいと思います。「関係者不在施設における防火管理の令和6年度の調査検討方針について」ということで、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして「関係者不在施設等における防火管理について」ご説明させていただきます。

本日の資料については目次のとおりとなっております。まずは、令和5年度までの審議状況、次に令和5年度ヒアリング実施状況、続きまして今年度の進め方、そして関係者不在施設の実態調査、最後にガイドライン案のイメージをお示しいたいと思います。

それでは、早速最初のスライドで、昨年度までの審議状況についてご説明させていただきます。

まず、令和5年度には業態の多様化や技術の発展等により、従業員等の関係者が存在しない、または長時間不在となる施設や、在館者に比して少数の関係者で管理・運営する施設を、「関係者不在施設」と定義づけ

て調査を進めてまいりました。現状、例示のようにスポーツジムから無人の宿泊施設といったところまで、さまざまな業態が出現してきております。

こういった施設に対し、昨年度は関係者不在施設を展開する運営母体ですとか、業界団体に対し、その運営スキームや防火管理体制についてのヒアリング調査を実施してきました。

続いて令和5年度ヒアリング実施状況についてご説明いたします。昨年度、事務局である当庁職員で、各運営母体にヒアリング調査を実施したところ、関係者不在施設にさまざまな課題があることが判明いたしました。

対象といたしましては、トレーニングジム、物品販売、ネットカフェ、貸会議室、喫煙所等で、さらに警備会社の大手2社に対してもヒアリングを実施し、合計6つの業種に対して調査を実施いたしました。

ここで挙げた課題を災害が起こる前の日常の管理と、実際に災害が起こったときの災害時の対応という分類で整理をいたしました。

まず、日常の管理の中での課題といたしましては、どの業種においても共通でいえることが、人手不足の中、24時間営業へのニーズですとか省人化、機械化を進めていく上で、管理監督的な立場の従業員の配置が難しく、各店舗にそれぞれ防火管理者を選任するのが難しいという意見が多くありました。

こういった流れからも今後不在施設はますます増えていき、防火管理者の選任が今以上に困難になることが予測されます。そういったところから、1人の防火管理者の方が複数施設を管理する重複専任といった形も、課題として検討を進める必要があると考えております。それ以外にも、防火管理業務に付随する消防計画の作成ですとか、消防訓練の実施に関しても、関係者不在施設という特性上非常に苦慮しているとの声がありました。

続いて、災害時の対応に関する課題としては、どの施設についてもカメラ等で監視はできるのですが、利用者との通信手段がなく、有事の際に災害の発生を知らせ、取るべき対応をお客様に指示することができないということですとか、入退室のセキュリティ対策が強化されていることによって、消防隊が災害時に外部から進入することができず、活動に支障をきたしてしまう可能性があるといった課題が抽出されております。

また、多くの不在施設では警備会社との契約を結んでおり、消火、通報、避難の対応といったところは警備会社に任せておりますというような声も多く聞きました。

一方で、警備会社にヒアリングを行ったところ、契約上での任務というところでは駆けつけ対応ですとか緊急対応が主なものとなっていて、火災時の初期消火や避難誘導といったところはあくまで道義的なものにとどめているような結果になっております。

このことから、防火管理上の消火、通報、避難の体制といったところで、相互の認識に若干の差異があるため、適切に防火管理を行えるのかというところにつきまして、継続して調査をしていく必要があると考えられます。こういったヒアリングの結果から、さまざまな課題が浮き彫りになってきましたが、調査対象がまだ少ないため、今後もさらなる調査が必要だということも判明いたしました。

これらの調査、審議経過を踏まえまして、今年度の進め方についてご説明いたします。

今年度は、令和5年度の調査結果を踏まえまして、さらに、広範に調査を実施するために、委託調査にて関係者不在施設の実態把握を進めていきたいと思っております。また、委託調査の中で防火管理に関するツール等の新技術の検討も進めていきたいと考えております。

これらの調査から課題の抽出、分析結果をもとに、最終的には実効性のある防火管理を実現するためのガイドラインの作成というところを目標として、進めてまいりたいと考えております。

次のスライドにおきましては、調査の詳細についてご説明をさせていただきます。調査実施にあたりまし

て、まず、関係者不在施設の定義についての見直しを行いたいと思います。

従前の定義は、主に機械化により不在及び少人数運営を可能とした店舗を対象としておりましたが、昨年度の調査の結果からも、関係者不在施設特有の課題といたしまして、従来人が居ることが前提となっております防火管理体制において、関係者が全くいない、つまり関係者がゼロになってしまうということが、非常に大きな課題だと考えております。

そこで、少人数でも従業員のいる施設につきましては、今回の定義から除きまして、営業中に利用者がいるにもかかわらず、従業員がいないということこそが問題点であることから、定義を見直し、営業中に従業員等の関係者を配置しない施設と再度定義をいたしました。

対象といたしましては、例えば24時間営業の店舗で日中は従業員がいるんですが、夜間は不在となるような施設についても含めてまいりたいと考えております。また、以前から無人施設として存在していたコインランドリーですとか、ATMにつきましても対象として考えています。ただし、常時従業員がいることを前提に営業している中で、一時的に従業員が不在となるような場合につきましては、本定義による関係者不在施設には含めないことと考えております。このような定義のもとで対象を選定し、調査を実施していきたいと思えます。

それでは、このスライドから実態調査の詳細についてご説明いたします。まず、調査の目的といたしまして、関係者不在施設特有のリスクを明確化するというところを掲げております。通常、人の居る施設と比べて関係者が不在となることに起因してどのような火災リスクが生じているのかというところを明確にすることで、その対策を講じることが可能になると考えております。

次に、調査対象は東京23区内の関係者不在施設を対象といたしまして、調査方法につきましては施設の運営母体ですとか業界団体のヒアリング調査を中心に、その他にも現地調査等も行っていく予定で実施を考えております。

続いて、調査の項目としては、日常の管理、災害時の対応、新技術の活用について、各業態、業種業態ごとにヒアリング調査でさらに実態を深掘りして、現状の状態ですとか課題を把握したいと考えております。この中で、現状行っている有効な対策等も聞き取ることができれば、ガイドライン等への反映も検討していきたいと考えております。

これらの調査結果を整理分析してリスク要因を洗い出していくことが、関係者不在施設の調査の第1段階と考えております。

続いてのスライドは、参考に昨年度のヒアリングの中での質問内容になります。大きく施設運営、管理体制ですとか、無人運営を可能としている方法、災害時の対応ですとか、実際の事例、今後の展望、課題について幅広くヒアリングを行い、さまざまな角度から検討を行っておりますので、今年度につきましても、これをベースに調査を進めていく予定でございます。

最後にガイドライン案の策定イメージについてご説明いたします。現状は、関係者不在施設には明確な指導指針がなく、有効な指導が実施できていないという現状でございます。

その理由といたしましては、関係者不在施設という新しい形態について実態が分かっていないということですし、各業態の火災発生リスクが明確でないということが挙げられます。

そこで、今年度の委託調査で関係者不在施設特有の火災リスクの洗い出しを実施したのち、これを整理分析し、関係者不在施設に求められる安全対策を検討、最終的には関係者不在施設に対する防火管理のガイドラインを策定し、法的な基準を満たすだけでなく、実効性のある防火管理体制の構築を目的としております。

次のスライドでは、ガイドラインの策定イメージをご説明いたします。こちらは、ガイドラインの案をあくまでイメージ化した表になっております。前置きといたしまして、こちらはあくまで例示になりますので、リスク要因等については、今後の調査の中で実際に抽出されたものに順次置き換えていく必要があり、現状はこの比較を分かりやすくご説明するための項目を当てております

まず、表の見方をご説明いたしますと、縦軸で想定されるリスクをお示ししております。これに対して横軸に示す各業態にどういったリスクに該当しているかといった表になっております。これを見ますと、業種によって該当するリスクが異なってきますよというような趣旨の表のつくりになっております。

例えば、宿泊施設には例示で挙げられているリスクの全てが当てはまっているのに対して、一番右側にありますATMといったところにはリスクが1つしか当てはまっておりませんので、一概に不在施設といってもそのリスク度合いが変わってくるという表になっております。

さらに、同じスポーツジムといった業種の中でも、業態A、業態Bという中で、その業態により、例えばカラオケですとか、美容サービス等の多様なサービスを行っている業態Aとそうでない業態Bを比べますと当てはまるリスクの項目が異なっているといった内容になります。

ここで申し上げたいのが、宿泊施設ですとかスポーツジム、物品販売といった業種、もしくは消防法上の用途といった枠組みでの対策では、その中で必ずしも当てはまらない店舗や業態が出てきてしまうため、個別の施設ごとにそれぞれのリスク要因に応じて安全対策を取っていく必要があります。

それでは、最後のスライドにて、実際の対策案を含めたイメージをご説明いたします。こちら、示しているリスク要因ですとか、対策等は今後調査の中で検討していくものとなりますので、あくまでイメージとしてご覧ください。

このように、左側に関係者不在施設特有の火災リスク要因を並べて、そこから想定されるリスクを抽出し、安全対策を検討し示していくことで、用途や業態に縛られず、それぞれのリスクに対して有効な安全対策を講じることができ、最終的には実効性のある防火管理体制が構築できると考えております。

関係者不在施設についてのご説明は以上となります。全体へのご意見、特にこれから調査を進める中で、関係者不在施設特有のリスクをどのように調査、検討をすべきかについてご意見等をいただけますと幸いです。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対して何かご質問等はございますでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

貴重なご説明ありがとうございました。11枚目だったかと思いますが、定義のところですね。関係者不在施設ということで、営業中に従業員等関係者を配置しない施設ということで定義づけられて、1つ目のところで、24時間営業の店舗等で、日中は従業員がいるが、夜間は不在の施設も含むということで、定義と矛盾しているような気もしたんですが、そのところはどのように考えていらっしゃるか教えていただけますか。

【事務局】

はい、おっしゃるとおり、24時間営業の店舗等で、日中は従業員がいるが、夜間は不在となるというのは、ここは24時間営業している中で、現状も日中につきましては従業員がおりますので、その部分については

問題ないですが、夜間営業してお客さんが入っている中で従業員が不在となる施設がございますので、そういったところは今回、関係者不在施設の定義の中に含めてまいりたいという趣旨でございます。

【委員】

なるほど。24時間営業というところで読むわけですね。だから夜間も営業しているけれども、そういうことなんですね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ。まず先の質問になるんですが、ガイドラインを整備されるということで、その案ですか、お示しいただいて、いいスキームを考えていらっしゃると思うんですが、今の質問に対しましては、ガイドラインをお示しされて、それが今後社会の中にどのような、場合によっては強制力とかを発揮して社会に関わっていくことができるのか、一番懸念しているのが、ただガイドラインだけがあって、強制力がない状態だと、せっかくの成果がもたないなと思ったんですが、そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

ご説明をさせていただきます。

まず、今回このガイドラインというものを作成させていただきましたあとに関しましては、当庁におきましても、防火管理に係る指導等、現状で関係者不在施設というものがまだ把握できない部分、危険性を把握できない部分がございますので、そこに関しましてまず認識をし、防火管理指導の中で実際、その店舗に対して業態指導を行っていきたいと考えております。こういった拡充を考えております。

【委員】

なるほど、ガイドラインをつくって、それで終わりということではないということですね。さらにそのまた発展が見込まれるという理解で大丈夫ですかね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【委員】

どうもありがとうございました。

【庁内関係者】

補足させていただきます。具体的には、例えば消防計画を作成するときですとか、そういう機会を捉えて、その計画の中にしっかり盛り込んでいただくというようなことが考えられるかと思います。

そのあたりについては、今後どうするのかというのは、委員の皆様方のご意見を頂戴しながら、最終的に

答申の中に反映していきたいということでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

ガイドラインのサンプルをお示していただいた17ページ目とかで、ホテルが中心だということなんですが、どれぐらいの規模なのか少し気になったので教えていただきたいということです。

民泊で泊まる関係者が同一の人たちだという状態は、まあいいのかなという感じも、ガイドラインもそうだと思うんですが、どういうのが対象になってくるのかというのが、少し分かりにくい、理解できてないんですが、いかがですか。「ホテル」と書かれると、ホテルでそんなところがあるのかと思ってしまいます。

【庁内関係者】

お答えさせていただきます。例えば、とあるホテルがありまして、そこは受付もロボットですし、ロボットがカードを出してくれて、それを持って入室して出てきます。そういった一般的なホテルの運営で、全てロボット等で機械化、DX化されたりして、人がいないというホテルがあります。

ただ、リネンの交換だとかは業者さんが入るんですが、そういったことでフロントに誰もいない。夜もいないよというようなホテルが現在いくつかございまして、そういうのを想定しているということで、通常のビジネスホテルに人がいないというようなものも、今回の想定の中に入っているということでございます。

【委員】

ありがとうございます。そういう運用をされているホテルがあるということは知りませんでした。いわゆるビジネスホテルで、そういった無人の施設があるということで理解できました。

【事務局】

追加ですみません。よろしいでしょうか。あと規模的なものもご質問をいただきましたが、あくまでも消防法第8条の防火管理制度が関わってくるような対象物を基本的に調査したいと考えております。あくまでも小規模なものに対しては除外させていただくように考えております。

【庁内関係者】

いわゆる在館者が30人以上の建物です。

【議長】

どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。どうでしょうか。

私からよろしいですか。12枚目になりますが、実態調査についての説明が書かれているんですが、一番下の調査方法で、運営母体・業界団体へのヒアリングということで、ヒアリングの項目などについては、令和5

年の内容をベースにということで、資料の中で説明されているのですが、いずれも新たな用途があると思います。

今回改めて7枚目などでも、令和5年度ということで、これらを対象にするということですが、プラスアルファで、場合によってはまた用途が出てきた場合、さらに、ヒアリング内容が変わってくることはありますでしょうか。

現状、令和5年の対象の枠で実施するとしても、ヒアリングの内容を変えることによって、先ほどの目標とされているようなガイドラインがあるわけですが、こういったものにつながっていくようなヒアリングの内容というのがあるんじゃないかと思います。

そのような点についてどのようにお考えなのか、現時点で説明できる範囲でお願いできればと思います。

【事務局】

ご意見をいただきましたことについて、おっしゃるとおり、現状としては不在施設として、こういった様々な業態になりますので、その中のごく一部のみの調査が今終了した段階でありますので、特に宿泊を伴うホテルですとかネットカフェといった現状危険度が高いところにつきましても、まだ調査が行われていないという現状を踏まえまして、今回そういったところを新たに調査してまいりたいというところです。

ヒアリング内容につきましても、現状、令和5年度のヒアリング内容をベースに盛り込んだ上で、プラスアルファ施設の利用実態ですとか、業態に応じた必要な内容を追加していく予定ではあります。

その理由といたしましては、令和5年度の調査と6年度調査の中で不均衡が生じないように、同じベースの下でヒアリングを実施して、さらに今年度については必要だと思われる項目について追加をして調査をすることで、より実態を把握できるものと考えております。

【議長】

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだほかにもございますので、次の議事に移りますが、また改めて立ち戻って何かご意見等がございましたら伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて議事3になりますが、「オールスタンディング基準に係る課題の検討方針について」ということでご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、「オールスタンディング形式の客席基準のあり方に係る検討」についてご説明させていただきます。

本日の説明の目次ですが、今表示させていただいているとおり、まず、全体の概要、こちらは令和5年度に検討してきた内容の再確認ということになります。続いて、令和6年度に検討する事項というような形で説明させていただきます。

こちらは令和5年度にもお話しさせていただいたんですが、再度ご説明させていただきます。まず、オールスタンディングに係る客席基準の検討ですが、背景として、今いろいろな客席形態を有するイベントなどがございまして、こちらに写真があるんですが、このように全ての観客の人が立って、音楽などを鑑賞する形式のものがあるんですが、こちらが火災予防条例の客席基準で想定されていないような形状になっているところで、今は行政指導の基準をつくりまして、それに対応しているというのが現状となっております。

それについて、昨年度こちらの検討委員会を別で立ち上げまして、全席立席の基準を検討してまいりました。

続いて、左下の部分なんですですが、現行の基準。まず、条例の基準ですと、立席の基準は客席の後方とし、その奥行きは1.5m、立見専用2.4m以下とすることという基準になっておりまして、このように、この後ろの部分、立席なんです、それよりも前に立席以外の席があることが前提の基準になっておりますので、椅子がなくて全てを立席とした場合のものを想定した基準になっておりませんので、今条例の規制の対象外というような取扱いをしています。

条例の規制の対象外ですので、東京消防庁独自で行政指導の基準をつくりまして、今こちらのスライドのこの部分に表記させていただいているレイアウトのような指導基準をつくっております。

ただ、こちらの指導基準も、ブロックの大きさや、1ブロックに入れることができる人数が非常に小さく厳しいため、実態としては、こちらの指導基準に従って運営しているようなイベントなどはないというような形で認識しております。

なので、実際と乖離しているのが問題なので、新しい合理的な基準をつくりましょうというような形で、昨年度動いてまいりました。続いて、資料の右上の部分なんです、基準をつくる上で、実際に人を動かした実験をしてみまして、データなどを取りました。まず、この右上の部分の写真なんです、現行の指導基準のような手すりを配置いたしまして、150人の人を避難させるというような形で避難実験を行いました。

手すりの形状を変えたり、手すりを取って避難したり、いろいろな形で実験したのですが、その実験の結果といたしましては、余り細かすぎる手すりは設置する必要はないんですが、群衆を制御する効果も手すりにあるということが実験で分かりましたので、一定程度の手すりは必要だというような形になりました。

ただ、予備実験で150人避難実験をしたんですが、1つのブロック、1つの塊ですと、そこに何人まで入れてもいいのかというのを確認するために、本実験を行いました。モニターの人数、こちらは250人を集めまして、150人のとき、200人のとき、250人のときという形で、密度と人数を変えて避難実験を行いました。

その結果、1つのブロックで、この部分ですね、1つのブロックに250人を入れて避難することというのは実験の結果から許容できるというような結果になりまして、この右下の部分で、その実験結果を踏まえまして、新しい基準をつくりました。

新しい基準といたしましては、5つございまして、立席区画、250人ごとに手すりや、床面の表示等でブロック分けしてくださいねという基準です。

2番目、その立席区画です。こういった250人のブロックには、1つ出入り口があるような形。必ず250人ごとにちゃんと逃げるような避難通路なども確保してくださいねという基準です。

続いて3番目。こちらの客席の部分には、段差を設けてしまいますと転倒の危険などがございまして、段差を設けないでくださいねという基準です。

続いて4番目。定員の管理です。避難実験の際に、1平米当たり3人、4人、5人という形で密度をどんどん増やして避難実験を行ったんですが、1平米当たり5人入れたときの実験ですと、パターンにもよるんですが、半数近くの人が転倒の危険を感じたパターンがございましたので、1平米あたりの密度については4人以下とすることという基準をつくりました。

続いて、5番目です。有事の際の避難については、誘導員などの避難も必要になりますので、予め劇場の関係者の方は避難の時間を計測して、避難計画を作成することといった基準で、こちらの5つをつくりました。

ここまでが、令和5年度検討した内容になります。

こちらの今後のスケジュール部分。資料の一番下の部分にありますが、令和6年度については、条例改正

の要否について火災予防審議会で審議。その他の懸案事項、必ずしもレイアウトのようなケースにならないようなパターンなどがございますので、そういったケースについてどのような形でこういったこの新基準に対応していくのかという、予防技術検討委員会を東京消防庁内に設置いたしまして検討進めてまいりたいなと考えております。新基準については、令和7年度に運用開始する予定でございます。

次のスライドは、令和6年度に審議させていただく内容ですが、今のご説明にあったとおり、現在のオールスタンディング形式の客席については、条例の規制対象外となっておりますので、極端なことを書いているんですが、どのようなレイアウトにしても条例に違反とかにはならない。基本的には、どれだけ人を入れても火災予防条例の違反にはならないという形になっております。

一方で、オールスタンディング形式のコンサート実態調査などをしたんですが、入場者の密度などが非常に高く、火災による避難に支障をきたす恐れが大きいというのがございますので、この基準を条例の改正の要否について、検討を進めてまいりたいなと考えております。

続いて、その他です。新しい新基準、昨年度検討したんですが、こちらの新基準についてもいただいた課題など、ご意見をいただいた際に必要に応じて検討させてまいりたいなと思っております。私のご説明は以上になります。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見等はございますでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

貴重なご発表ありがとうございます。それで、実はこれまでも何度か質問させてきてさせていただいたこともあるんですが、被験者実験のところで、実験そのものは大変有意義な実験をされていらっしゃるんですが、性別のバランスが確か私の記憶では相当女性側に、下手をすると、ほぼ全て女性だったような記憶があるんですが、確か予備試験のときは、本実験の際というのは、そこら辺のバランスが解決されたのでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。ご質問いただいたとおり、予備実験の際には男性の参加者がほとんどなくて、ほとんど女性でした。その結果を踏まえて本実験の際には、50名以上の男性の方を集めまして、男性の比率も増やして実験をさせていただきました。

その結果から、女性の比率が比較的高いのは変わらないですが、実験結果なども踏まえて、こちらの実験結果をもとに、新基準をつくって問題ないと事務局では考えさせていただいております。

【委員】

なるほど、了解いたしました。かなり改善されたというふうに理解いたしました。ありがとうございます。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

今後の検討で議論すべきことかもしれませんが、手すりの構造についての基準というのは現状あるのでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。現状、手すりの構造の基準については新基準の中に明文化していないんですが、一定程度の手すりの強度は必要だと考えております。実態調査等をしましたら、強固な手すりのものもあればプラ柵などでやっているものもございましたので、こちらの前面に向ける手すりは、どういうものが使えるかというのは、いくつか例示をさせていただいて、どういう構造のもの、こういうものだったらいいですよというのを例示していきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【庁内関係者】

それに関してちょっと補足しますと、現状、手すりのJIS規格とかいうものはありませんので、そういった規格で示すことがなかなか困難であるということがございますので、その辺を踏まえて、例示という形で示すかなと思っております。

そこもご意見をいただきながら、もう少し構造的な要件を加えたほうがいいということであれば、併せて検討していきたいなと思っております。

【委員】

引き続きよろしくお願いいたします。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。ちょっと私から。このページで、検討結果(新基準)ということで、5項目が示されているんですが、当然新基準といったときに、この項目だけ、ここに書かれているだけなのか、あるいはプラスアルファでもっと項目としては設定して、それぞれの項目もさらに細かく決めていくのか、そのあたりはどういうふうには現時点でお考えになっているのか、お分かりの範囲でご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

新基準の中には、高さ1.1mなどのように具体的に数字を入れているものと、避難上有効に区画することというような形で、少し含みを持たせたような表現を用いているところがございます。

含みを持たせた部分や新基準の詳細については、東京消防庁の予防事務審査検査基準で、より具体的に基準化していくことを想定しています。

【議長】

分かりました。ちなみに今東京消防庁のほうである別の、そういったルールみたいなもので参考にできる

ような形でということですが、こういったようなオールスタンディング形式の客席基準の参考になるような、何か基準みたいなものというのは現時点でありますでしょうか。

【事務局】

こちらの、昨年度の検討の際に実態調査を行い、各政令指定都市がどのような運用をしているのかというのを調査いたしました。その中で消防本部ごとに基準がいろいろばらつきはあったんですが、いくつか基準というものが示されている政令指定都市もございましたので、そういったところを一部参考にしながら基準の詳細について詰めていきたいと考えております。

【議長】

分かりました。ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

【庁内関係者】

補足させていただきますと、先ほど委員がご指摘いただいたような、手すりの強度みたいなのが、もし追加が必要であれば、この項目に追加することもあると思いますし、先ほど2番の通路の確保のところで避難上有効というところを、審査検査基準の中で指導するという話をしましたが、それももっと具体的に条例化したほうがいいのではないかというご意見があれば、そのように規定するというので、今後、どこまでを条例で書いて、どこまでを運用指針とするのかというのは、審議会の小部会の中で審議していただきまして、ご意見をいただきながら決めていきたいということでございます。

【議長】

分かりました。ほかにいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

「避難上有効な区画」について「避難上の有効性」の基準等を具体的に示していただけると、例えば建築基準法の防災性能評価の審査の際に参考にすることができると思います。よろしくお願いします。

【庁内関係者】

ありがとうございます。了解いたしました。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次の議事になりますが、「新たな委員の委嘱について」ということでご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

それでは、「新たな委員の委嘱について」ご説明いたします。まず、関係者不在施設の防火管理についてといったテーマと、あとは劇場のオールスタンディングの基準を検討するにあたりまして、それぞれの業界に精通した有識者の方に委員として参加していただき、議論を深める必要があると考えております。それぞれの業態を代表する業界団体から1名ずつ委員を推薦していただき、合計2名の方の委嘱を検討しております。

この小部会でご承認をいただければ、部会に図りまして、承認いただいたのち新たな委員を選任し委嘱す

る予定でございます。説明は以上となります。

【議長】

どうもありがとうございました。今新たな委員の委嘱ということで、特に何か委員の方々からご意見等がございますでしょうか。コメント等あればいただければと思います。よろしいでしょうか。特にないようですので、こういった形で新たな委員を、これからご選出いただくということになっております。よろしくお願いいたします。

これで一とおり本日ご用意いただいた資料の説明は終わったんですが、全体を通して何か委員の方々のほうで言い忘れたこと等、何かありましたらご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

【事務局】

追加説明させていただければと思いますが、関係者不在施設におきまして、先ほど今後調査、委託調査をかけてまいりたいとお話をさせていただきましたが、このあとのスケジュールといたしまして、7月ごろから3か月間にわたりまして調査をかけてまいりたいと考えております。

その点をご説明させていただきました。ありがとうございます。

【議長】

どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、司会を事務局にお返しいたします。お願いします。

【事務局】

それでは、議事4項目につきまして、ご審議をいただきましてありがとうございました。

今回ご指摘等をいただきました内容につきましては、次回の部会等に反映をさせていただきたいと考えております。スケジュールとなりますが、次回の部会につきましては、6月17日の月曜日を予定しております。

それでは、以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会第4回小部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(15時17分閉会)